

岩手県立大槌病院 面会規程

1 目的

本規程は、入院中の療養環境の確保および患者やその家族等の交流を適切に支援するため、面会に関する基本的事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

本規程は、当院に入院する患者への面会に適用する。

3 面会時間

面会時間：14 時～17 時（荷物のみ 17 時～18 時まで 1 階警備室で預かり可）

原則として、面会時間は上記時間内に限る。

ただし、医師または看護師長等が必要と認めた場合はこの限りではない。

4 面会者

面会者は、原則として患者の家族（3 親等以内）とする。

1 回の面会につき 3 名以下、20 分以内を原則とする。

小学生以下の面会は、感染対策上、原則として禁止する。

ただし、医師または看護師長等が認めた場合に限り面会を認める。

5 面会者の条件

面会者は、以下の条件を満たすものとする。

- ・発熱、咳、咽頭痛、下痢等の感染症を疑う症状がないこと。
- ・面会時点で家族や周囲（職場、学校）に感染症発症者がいないこと
- ・病院が定める感染対策（手指消毒、マスク着用等）を遵守できること。

6 面会手続き

面会を希望する者は、手続き（平日：3 階病棟、土日祝：1 階警備室）を行う

面会許可証を受け取り、所定の場所へ貼付する。

面会終了後、面会許可証は返却する。

7 面会場所

原則として、患者の病室または各病棟のデイルームとする。

多床室での面会時は、カーテンを閉め、他の患者の安静を妨げないように配慮する。

8 感染症流行時の特例

感染症の流行状況に応じて、以下の対応を行う場合がある

- ・面会の全面禁止又は制限（予約制など）
- ・面会人数の制限
- ・面会時間の短縮

ただし、特別な事情に限り面会を許可する。

9 オンライン面会

対面での面会が困難な場合、タブレット端末等を用いたオンライン面会の実施する。

10 規程の見直し

本規程は、少なくとも年 1 回見直しを行う。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。